

農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

農林水産大臣 森山 裕

第一 趣旨

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（昭和26年条約第1号。以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

（1）法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害・・・がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

（2）法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている（法第13条）。

3 対応指針の位置付け

この対応指針は、法第11条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、農林水産省が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

第二 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない（法第8条第1項）。

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、又は障害者のみに対して条件を付すこと等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いには当たらない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱いとすること（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者と異なる取扱いとすること、合理的配慮を提供等するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、当該障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

なお、「正当な理由」に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく、単にこれを根拠として不当な差別的取扱いを行うことは適当ではない。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙のとおりである。なお、第二の1

(2)「正当な理由の判断の視点」で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別紙に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない（法第8条第2項）。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なる、多様かつ個別性の高いものであって、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、第二の2(2)「過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるべきものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、エに記載する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることも重要である。

ウ 意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により障害者本人からの意思の表明が困難な場合には、障害者の家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行うこともあり得る。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族や介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援又は障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 同種の事業が行政機関等と事業者の双方で行われる場合は、事業の類似性を踏まえつつ、事業主体の違いも考慮した上での対応に努めることが望ましい。

（２）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担について、事業者においては、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

なお、「過重な負担」に該当するか否かについて具体的な検討を行うことなく、単にこれを根拠として合理的配慮を行わないこととすることは適当ではない。

- 事業への影響の程度（事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事業規模
- 財務状況

（3）合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例は別紙のとおりである。なお、第二の2（1）イで示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なる、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、第二の2（2）で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではなく、あくまでも対応が可能な場面における例示であること、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

第三 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を明確化するとともに、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することが重要である。

また、相談時には、性別、年齢、その状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールなど、障害者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を用意しておくことが望ましい。

第四 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

なお、研修等においては、多様な障害者の相談に対応できるよう、実際の相談事例等を当該事業者において相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、これを適宜活用して内容の充実を図ることも重要である。

第五 その他

農林水産省所管事業分野のうち、他府省が所管する事業分野と関係のある事業分野（例えば、農業協同組合が実施している信用事業等）については、法第11条第1項の

規定に基づいて定める当該他府省の対応指針における当該事業分野の取扱いにも、十分に留意することとする。

第六 農林水産省所管事業分野に係る相談窓口

- (1) 対応指針に関する全般的なこと 農村振興局農村政策部都市農村交流課
- (2) 農林水産省が所管する各事業分野に関すること 当該事業分野の所管課

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

これらは、正当な理由が存在しないことを前提とした例示である。

なお、財・サービスや各種機会の提供に当たり、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状態等を確認することは、不当な差別的取扱いに当たらない。

- 障害を理由に、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 障害を理由に、資料の送付やパンフレットの提供、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと。
- 人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害を理由に、財・サービスの提供等を拒否することや、その代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。

2 合理的配慮の具体例

これらは、あくまでも対応が可能な場面における例示であって、実施を強制するものではない。

(1) 物理的環境への配慮の具体例

- 事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。パンフレット等の位置を分かりやすく伝えること。
- 目的の場所まで案内する際に、障害者の歩行速度に合わせて歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 筆談、読み上げ、手話など多様なコミュニケーションを用いて意思疎通に配慮すること。
- 障害の特徴を察して、見えにくさに応じた情報の提供（例えば、拡大コピーした資料、文字の大きいパンフレット、老眼鏡などの拡大鏡を用意する）、聞こえに

くさに応じた視覚的な情報の提供（例えば、事務手続を絵で示したコミュニケーションボードを用意する）、知的障害に配慮した情報の提供（例えば、内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、英語のように言葉と言葉の間にスペースを入れて分かりやすくする）により、情報を的確に伝えること。

- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 見えにくさと聞こえにくさの両方がある障害者（盲ろう者）に、手のひらに文字を書いて伝えること。

（3）ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで椅子などを用意すること。
- スクリーン、板書等がよく見えるように、状況に応じてスクリーン等に近い席を確保すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて間仕切りで区切った空間や別室を準備すること。
- 事務手続の際など、その場に居合わせた事業関係者等が、必要書類の代読・代筆を行うこと。